

# 育児休業手当金(6月後支給分)の給付率の変更について

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行にともなう関係政令の整備等に関する政令が平成19年4月23日に公布され、改正法附則第76条および第77条において地方公務員等共済組合法の一部および改正令第4条において地方公務員等共済組合法施行令の一部が改正され、育児休業手当金の給付率の引き上げが行われることになりました。

## 1 変更内容

平成22年3月31日までに育児休業を開始した組合員に支給する育児休業手当金のうち、育児休業をした組合員が当該育児休業が終了した日(その日が当該育児休業に係る子が基準年齢に達した日後であるときは、当該育児休業に係る子が基準年齢に達した日)後引き続き6月以上組合員であるときに支給する給付(「育児休業手当金(6月後支給分)」)の給付率が100分の10から100分の20に引き上げられ、育児休業手当金の給付率が100分の40から100分の50に変更されました。(参考例:下表を参照ください。)

## 2 施行期日

平成19年10月1日

### 育児休業手当金(6月後支給分)に係る給付率の引き上げ

条件	①平成22年3月31日までに育児休業を開始した組合員 ②平成19年10月1日以後に育児休業が終了した日後引き続き6月以上となった組合員
支給対象となる例	・育児休業手当金支給満了日：平成19年3月30日 → (6ヵ月) ・6ヵ月経過日：平成19年10月1日

